

令和7年2月

美里町教育委員会臨時会議事録

令和7年2月教育委員会臨時会議

日 時 令和7年2月10日（月曜日）

午前9時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	留 守 広 行
2 番	委 員	佐 藤 キ ヨ
3 番	委 員	大 森 真智子
4 番	委 員	佐々木 忠 夫

欠 席 者 なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育委員会事務局長兼

教育総務課学校環境整備室長

佐 藤 功太郎

教育総務課長兼郷土資料館長

兼南郷学校給食センター長

齋 藤 寿

教育総務課

学校教育支援室長

大久保 賢 二

教育総務課

学校教育環境整備係長

鎌 田 拓 也

傍 聴 者 なし

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 報告第59号 美里町学校給食運営審議会からの答申について

- ・ 協議事項

第 3 令和7年度美里町学校給食費の額について

第 4 令和7年度美里町一般会計予算について

第 5 令和7年度美里町立小中学校管理職員の人事について

- ・ 審議事項

第 6 議案第11号 学校、課程等の廃止について（届出）

第 7 議案第12号 中学校の設置について（届出）

- ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 報告第 59 号 美里町学校給食運営審議会からの答申について

- ・ 協議事項

第 3 令和 7 年度美里町学校給食費の額について

第 4 令和 7 年度美里町一般会計予算について

第 5 令和 7 年度美里町立小中学校管理職員の人事について【秘密会】

- ・ 審議事項

第 6 議案第 11 号 学校、課程等の廃止について（届出）

第 7 議案第 12 号 中学校の設置について（届出）

午前9時30分 開会

○教育長（大友義孝） それでは、ただいまから令和7年2月教育委員会臨時会を開催させていただきます。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

説明員といたしまして、事務局長、教育総務課長、それから大久保室長並びに鎌田係長が出席いたしております。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。教育長から指名させていただきます。

今回は、1番留守委員にお願いします。それから、3番大森委員にお願いしたいと思います。

報告

日程 第2 報告第59号 美里町学校給食運営審議会からの答申について

○教育長（大友義孝） 報告事項に入ります。

日程第2、報告第59号 美里町学校給食運営審議会からの答申についてを議題といたします。

では、報告について説明、教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤寿） 教育委員会1月定例会におきまして承認をいただきました美里町学校給食運営審議会への諮問に対する答申書が提出されました。本日、その答申書の写しをお配りしてございます。読み上げまして、報告とさせていただきます。

令和7年2月7日、美里町教育委員会殿、美里町学校給食運営審議会会長佐藤浩人、学校給食費に関する事項について（答申）、令和6年2月6日付、美教総第1107号で諮問がありました事項について、下記のとおり答申します。1. 令和7年度学校給食費の額について、幼稚園1食当たり315円、小学校1食当たり360円、中学校1食当たり425円、以上の

額が適正であると認めます。

2. 令和7年度学校給食用食材の取引業者について別紙のとおり承認いたします。

なお、別紙については27事業所、諮問したとおりの答申をいただいております。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 報告ありがとうございました。

1 食当たりの額については諮問した額と同じと、取引業者についても同じであるというふうな報告でございます。

報告につきまして、何か委員の皆さんからご質問等ございますでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） なければ、一応報告済みとさせていただきます。

協議事項

日程 第 3 令和7年度美里町学校給食費の額について

○教育長（大友義孝） それでは、協議事項に移ります。

日程第3、令和7年度美里町学校給食費の額についてを議題といたします。よろしく申し上げます。説明お願いいたします。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤寿） それでは、令和7年度美里町学校給食費の額について説明させていただきます。

先ほど報告いたしました美里町学校給食運営審議会からの答申のとおり、1食当たりの給食費は諮問したとおり適正であるという答申をいただいております。食材単価の高騰を受けまして、1食当たりの給食費が上がると、年間の給食費の額も当然上がってくるということになります。給食費につきましては、美里町の学校給食費に関する条例第3条第2項よりの別表において、年間の上限額が定められてございます。こちらの額を超えるようなこととなりますので、今後の進め方といたしましては、この条例が改正されないと教育委員会規則で定める1食当たりの単価も決められないということになりますので、まずは給食費の年間の上限額を定めている美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を議会のほうでご審議いただいて、承認いただくことが必要となります。その後、給食費の1食単価を教育委員会の会議のほうで決めていく流れとなりますので、このような形で進めさせていただいてよろしいかどうか

か、ご協議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ただいま説明がございました。ただいまの説明に対しまして、何かご異議ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、なければそういうふうな方向で進めるということではありますが、審議会からの答申を受けて、教育委員会が金額を決めるということになります。上限額が今上がるということになりますので、教育総務課長の説明のとおり改正案、条例を可決いただいた後、教育委員会規則で定めていくことにしたいと思います。そのような流れで進めさせていただきます。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、日程第3の給食費の額については終了いたします。

日程 第 4 令和7年度美里町一般会計予算について

○教育長（大友義孝） 続いて、日程第4、令和7年度美里町一般会計予算について、まず議題といたしまして、説明をお願いしたいと思います。

では、教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤寿） 令和7年度美里町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

お配りしております美里町一般会計予算の資料ですが、歳入については、教育教育委員会関連の予算を含む町全体の予算書となっております。歳出につきましては、10款教育費の部分のみを抜粋しているものとなっております。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

資料の3ページ、4ページをご覧くださいと思います。各款ごとに、歳出合計額をまとめた表となっております。

10款教育費と支出合計額は、17億2,517万4,000円です。前年と比較しますと、35億812万1,000円減と大幅な減額となっております。こちらは、前年度に計上していた美里中学校の建設関連の予算がなくなったといったためでございます。

それでは、歳出の各事業の説明に移りますが、昨年度と同様の事業については説明を省略させていただきます、新規事業を中心に説明させていただきます。

初めに、10款教育費の1項教育総務費です。

205、206ページをご覧ください。2目の事務局費です。

206ページの下から4行目、中学校地域学校連携事業、総額647万3,000円は新規の事業となります。美里中学校に、地域プロジェクトマネージャーや社会教育主事等の職員が常駐する地域学校連携室を設置し、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの取組を行うための予算を計上しております。

また、美里中学校に地域住民が集い、生涯を通じて学べる場所となるような取組も展開してまいります。

次に、2項の小学校費です。

220ページをご覧ください。1目学校管理費の小学校施設管理です。

220ページの上から11行目にあります小学校空調設備設置工事請負費4,485万8,000円につきましては、解体予定の小牛田中学校及び南郷中学校の教室に設置してあるエアコンを町内各小学校の特別教室に移設するための工事請負費となっております。

次に、3項の中学校費です。

228ページをご覧ください。1目学校管理費の美里中学校施設管理です。

228ページの上から18行目にあります新中学校整備等事業業務委託料（維持管理業務）2,978万5,000円につきましては、PFI方式で民間事業者が学校施設の維持管理業務を委託するものであります。今後15年にわたって、民間事業者の専門的な知識と技能により、中学校施設の適正な維持管理を行ってまいります。

また、そこから下に10行下がったところにあります教育用タブレット端末購入費4,974万4,000円は、中学生が授業や学習で使用するために1人1台配備しているタブレットを更新するための予算です。令和7年度中に、県が中心となり、希望する県内の市町村が共同で大量に購入することで、できるだけ安価で購入できるようにします。新しいタブレットの使用開始は、令和8年度当初からの予定です。

なお、小学校のタブレット更新は1年遅れの令和8年度に更新する計画となっております。

230ページをご覧ください。2目教育振興費の中学校教育振興事業です。

上から28行目にあります町費負担講師報酬950万1,000円につきましては、美里中学校で1学級30人に近い学級編成をするため、町が会計年度任用職員として4人の講師を雇

用するものです。

次に、4項の幼稚園ですが、幼稚園につきましては特段新しい事業等はありません。

次に、5項の社会教育費の2目文化財費の不動堂記念館施設管理です。

244ページをご覧ください。

上から15行目にあります屋外トイレ改修工事請負費792万円につきましては、現在の不動堂記念館の屋外トイレがくみ取式で、長年、地域住民から屋外トイレの改修の要望が出されておりましたことから、水洗化の新しいトイレに改修する工事を行うものでございます。

最後に、6項保健体育費の3目学校給食費です。

256ページをご覧ください。

南郷学校給食センター事業ですが、現在は南郷小学校と南郷中学校、なんごう幼稚園の3施設に給食を提供していますが、令和7年度からは南郷中学校が閉校となり、美里中学校が開校することから、南郷小学校となんごう幼稚園の2施設に給食を提供するための予算を計上してございます。

続きまして、歳入です。例年のものは省略し、令和7年度に新たに計上している予算科目について説明いたします。

18ページをご覧ください。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目教育費国庫補助金の2節中学校管理費補助金です。説明欄、上から3つ目の公立学校情報機器整備費補助金2,343万円は、歳出で説明いたしました中学校のタブレット端末更新に関する国の補助金で、補助率が3分の2となっているものでございます。

次に、同じ18ページの、そこから3行下にあります3節の中学校教育振興費補助金の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金14万9,000円です。こちらは、歳出で説明いたしました中学校地域学校連携事業において実施する地域と学校の連携事業、それから家庭教育の事業に関する国の補助金で、補助率が3分の1となっております。

また、22ページの下から6行目に、同じく学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金14万9,000円を計上しておりますが、こちらは県の補助金で、補助率は3分の1となっております。

以上、令和7年度の美里町一般会計予算の教育委員会関連の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま、前年度と今年と違ったところの説明をいただいたところでございます。法律に基づきまして、町長のほうから教育に関する予算の編成をする場合に、教育委員会に意見を求められておりますので、このように異議ないということにしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ちなみに、なかなかこの予算書、分かりにくい編成だと思うんですけども、例えば205ページ、206ページ、ちょっと見ていただけますか。

左側のほうで見ますと、事務局費というふうにあると思います。3億1,524万5,000円というふうにあります。これは、事務局で総体的に使うお金ということなんですね。本年度の予算としては、3億1,500何十万ということなんですけれども、このお金を確保するために、ちょうど（国）学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金とかと載っている部分が、項目あると思うんですけども、これは一般財源以外で確保する事業のお金ということなんですよね。補助金があったり、いろいろなことが消費があったりというふうなことで、ここで先ほど教育総務課長からお話があった歳入の部分、ここにも表れてくるということになります。

何も書いていないところは全部一般財源と、事務局費の上を見ますと教育委員会費ということが出ておりますけれども、ここに何もありませんよね。そうしますと、一般財源のみというふうになっているものでございます。そういった予算書の組立て、なかなか行政機関の組立てで、大変難しいところもありますけれども、大きくはそういうふうなところであるということの内容になります。

まず、教育費に関する部分だけでも、こんなにページ数が多くあるわけなんですけど、やっぱり一般会計全部合わせますと、この厚さ何センチ、1.5センチぐらい、2センチぐらいになるんですかね、それぐらいの厚さになってしまうということがございます。

それでは、委員の皆さんの了解をいただきましたので、これで令和7年度予算のほうについて行っていくということにしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、日程第5に移りますが、この部分に関しましては秘密会ということにさせていただきます。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

【秘密会】

○教育長（大友義孝） それでは、これより審議事項に入ります。ここからは、公開の会議にまた切り替えますので、審議事項です。

審議事項

日程 第 6 議案第 1 1 号 学校、課程等の廃止について（届出）

○教育長（大友義孝） 日程第 6、議案第 1 1 号 学校、課程等の廃止について（届出）を議題といたします。

では、説明を鎌田係長、お願いいたします。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 議案第 1 1 号 学校、課程等の廃止についてをご説明申し上げます。

まず 1 点、訂正のほう、すみませんが、お願いいたします。

裏面の 2 ページ目の 3 番目のところで、生徒の処理方法と書いてしまいました。正しくは処置方法ですので、訂正のほうお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

令和 7 年 4 月の美里町立美里中学校の開校に伴い、既存の美里町立 3 中学校、小牛田、不動堂、南郷中学校は廃校となります。廃校に当たって、学校教育法施行細則第 2 5 条に基づき、廃止の時期から 3 0 日前までに、宮城県北部教育事務所を經由して宮城県教育委員会へ廃止の届出を提出する必要があるとございます。つきましては、別紙のとおり提出したく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

届出の部分が、教育委員会から示していくということになりますので、このような形を取らせていただくということです。ご質問ございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） もしなければ、質疑を終結します。

では、討論ございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論もなしということであります。

では、直ちに採決に入ります。

議案第11号 学校、課程等の廃止について（届出）について、原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、議案第11号については可決いただきました。ありがとうございました。

日程 第 7 議案第12号 中学校の設置について（届出）

○教育長（大友義孝） 日程第7、議案第12号 中学校の設置について（届出）を議題といたします。

では、説明をお願いいたします。鎌田係長、お願いします。

○教育総務課学校教育環境整備係長（鎌田拓也） 議案第12号 中学校の設置について、ご説明申し上げます。

令和7年4月に、美里町立美里中学校が開校する予定としております。美里町立美里中学校の設置に当たって、学校教育法施行細則第15条第1項に基づき、開設の時期から30日前までに、宮城県北部教育事務所を經由して宮城県教育委員会へ設置の届出を提出する必要があるがございます。つきましては、別紙のとおり提出したく、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました。この件につきまして質疑をしたいと思いますが、質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） なしということであります。

それでは、討論を行います。討論ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論なしということでございます。

採決に移ります。

議案第12号 中学校の設置について（届出）について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第12号は
原案のとおり承認をいただきました。大変ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和7年2月教育委員会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前10時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年3月27日

署名委員

署名委員
